

【1990年5月21日】医療法の一部改正について（答申）

社会制度審議会（総会第449回）

平成2年5月21日

厚生大臣 津島 雄二 殿

社会保障制度審議会
会長 隅谷 三喜男

医療法の一部改正について（答申）

平成2年5月16日厚生省発健政策62号で諮問のあった標記の件について、本審議会の意見は下記のとおりである。

国民のための医療の目指すところは、長期的な展望に立って良質な医療を適正に提供することにある。そのためには、国民医療の理念を明らかにするとともに、医療施設を機能的に体系化することが必要である。この主旨に立つとき、今回の改正案は時代の流れに沿うものとして了解できる。

ただし、これによって将来の医療の全貌が必ずしも明確になったとは言い難く、また、具体的内容についてはしかるべき検討にゆだねることになる。

新たに設ける特定総合病院、長期入院のための長期療養病床群については、国民のための医療の観点に立って適切な運営がなされるよう関係者の協力は欠かせない。また、医療施設の名称、広告、診療科名の標榜などについて国民が理解しやすいよう整理と工夫がなされるべきである。そのほか、診療報酬の在り方、医療従事者の確保にも留意する必要がある。